

令和 5 年度政策・実務研修(JAMP共通実施研修) レポート 優秀作 住民税課税事務

税の公平性から見る当市減免制度の見直しについて

滋賀県草津市総務部税務課市民税係 主任中川 創人

1 前年所得課税方式と減免制度

住民税に携わる行政職員として、日々窓口 や電話口で市民の方からよく受ける質問に「こ の税金はいつ稼いだ分に対して課税されてい るのか」というものがある。現年所得課税の 所得税とは異なり、個人住民税は昨年の1月 1日から12月31日までに得た所得に対して課 税する前年所得課税にて税額を算出している。 去年稼いだ額に対してかかる税金が今年の給 与や年金から天引きされるという制度に対し て、すぐには御納得いただけない納税義務者 の方も一定数おられる。前年所得課税方式は 単に市民の方にとってわかりにくいというだ けでなく、賦課徴収上の問題点も存在する。 担税力の発生する時点 (=所得が発生した時 点)と、住民税を納付する時点にズレがある ため、失業や傷病などによって納税義務者の 当年中の所得が著しく減少した際、住民税の 納付が難しくなるという点である。多くの市 町村ではこうした納税義務者が税金の支払い、 滞納処分によって生活が著しく困難になるこ とを避けるため、市税条例によって住民税の 減免制度を定めている。

2 当市における減免制度の概要と課題

私の所属する滋賀県草津市においては個人 住民税の減免を受けられる要件として次の7 つを定めている。①生活保護等の公的扶助を 受けるもの、②継続して3か月以上の失業状態にあるもの、③前年の所得に対して今年中 の所得(または所得見込み)が半分以下となるもの、④本人または親族の傷病により今年中に支払った医療費が一定額を超えるもの、 ⑤災害によって財産を失ったもの、⑥学生のうち所得が一定額以下であるもの、⑦相続人のうち死亡した被相続人から扶養されていたもの、である。当市においてはこれらの要件のどれかを満たしたものに、直近4か月の収入状況や預貯金額、同一世帯の人員などを申告していただいた上で、減免を認めるかの審査を行っている。

当市における減免制度の一番の課題は、減 免を決定するまでの調査手法にあると考える。 当市において減免申請を受理してから申請者 のもとに減免の決定・否認通知が届くまで通 常2~3か月を要している。長い期間が必要 な主な原因としては、県内に支店・出張所を 持つ金融機関(令和5年度7月現在13行)と、 本人が口座を保有すると申告した金融機関の すべてに、本人と同一世帯の親族の預貯金が ないか調べる預貯金調査を行っているからで ある。これは一定額以上の預貯金を持ち、担 税力がありながらも申請をしてくる納税義務 者を減免の対象から除外するためのものであ るが、預貯金調査を含む審査期間中は納税義 務が停止されるわけではないため、たとえ減 免が決定されて減額または還付されるまでの 一時的なものであっても、生活の苦しい納税 義務者に対して納付を行ってもらう必要があ る。申請を受理してから減免の決定、否認を

通知するまでに2、3か月という長い期間が かかってしまう点からも、納税義務者に対し ての負担感が大きいと考える。

さらに預貯金調査の対象となるのは、先述 したように県内の金融機関と本人から申告の あった金融機関のみであり、近年において口 座開設数が急増するネット銀行や、他府県に ある地方銀行や信金、労金などは本人からの 申告がない限りは、調査の対象とならない。 これではネット銀行口座保有者や他地方から の移住者にとっては、預貯金が「バレない」 という点で有利な制度となってしまっている。 また、多くの減免要件ではあくまで申請時点 での担税力の減少を理由とするものが多く、 実際に担税力が減少したか後追いによって調 査を行うことがない。これでは申請時点前後 に一時的に失業していたが後から資力の回復 したものは減免を受けられ、納期限後に失業 したり資力が減少したりしたものは減免申請 自体が行えない、という年間所得から見たと きに不公平な制度であると言わざるを得ない。 これらの点から現行の調査手法には公平性

これらの点から現行の調査手法には公平性 という点で問題があると考える。

3 公平な税負担のために

こうした不公平な制度を是正するために、 現行の減免制度、調査手法を見直す必要があると考える。今回の研修を利用して他市町村 の運用について聞き取り調査を行ったところ、 制度をより公平なものとするために大きく分 けて2つの方針があると判明した。一つが制 度をより緩やかに運用し、減免の適用対象と なる住民の範囲を増やすことである。これに より減免を受けたいと考える住民がより減免 を受けやすくなり、正直に収入・資産を申告 したものとそうでないものの間の不公平は解 消でき、かつ徴収においては未納となる税額 を減らして収納率を上げることができるとい うメリットがある。だが、市としては税収が 減少することと、減免制度を受けない納税者 との間での税負担の不公平がより発生しやす くなるという問題点がある。もう一つは逆に 制度をより厳格に運用し、減免申請をしたも のの審査を厳しくすることである。より詳細 な調査を行うことで、本人申告以外の資産や 収入を把握することができ、虚偽の申告によっ て減免を受けるものを減らせると考える。納 税義務者全体での公平性は担保できると考え るが、調査範囲を広げることで必要なコスト や時間は今よりも余計にかかるため、効率的 な制度運用が妨げられることと、減免決定ま での時間がかかり納税義務者の一時的な税負 担が解消できないというデメリットがある。

これらを踏まえて、当市における減免制度 には上記の両方の方針を併せ持った二つの機 能を追加したい。一つが減免の審査業務をよ り迅速なものにして納税義務者に減免の決定・ 否認をより早く通知できるようにすることで ある。このために、現行の不十分な預貯金調 査をやめ、代わりに申請者本人に口座残高の コピーを添付してもらうなどして調査に必要 な日数を減らす必要がある。申請者自身の申 告内容を調査の代わりとすることによって、 得られる情報の信頼性が損なわれてしまうと いう批判はあるだろうが、もとより現行の預 貯金調査の範囲は十分とは言えず、正直に口 座があると申告したもの、県内金融機関に口 座を持つものだけが損をする制度となってい るため、信頼度については現行のものと変わ らずに、不公平感を解消できると考える。

追加したいもう一つの機能が、申請者減免 決定を行った後、実際に該当の納税義務者の 担税力が減少していたのか調査できる手段を 取り入れることである。現行の制度では先述 の減免要件のうち、③の所得の減少による減 免申請のみ翌年度の課税資料から実際に所得 が前年に比べて半減したのかという追跡調査 を行っていた。今後は量的担税力の減少を理 由とする減免(先述の要件でいえば②、③、 ④にあたるもの)に追跡調査の範囲を広げる か、またはこれらの要件をすべて所得の減少 という一つの要件に統合することで追跡調査 を行いたいと考える。これにより年間所得で 見たときの公平な税負担を担保し、かつ先に 挙げた自己申告の情報が正確なものであるか の補完を図ることができると考える。

4 おわりに

前年所得課税をとる住民税において本来であれば賦課された税額というのは必ず払わなければならないものである。ただし、市民の生活に最低限必要な財産を税務行政が脅かすことを防ぐために減免制度があると考える。この制度をより公平に運用し、真に困窮しているもののみを迅速に減免の対象として救済することが、すべての住民が納得して納税できることにつながるはずである。公平な税負担の実現のために行政職員としてこれからも尽力していきたい。